

令和6年度住民提案型商店街支援事業募集要領

1 趣旨

県では、商業機能のみならず「まち」の顔として地域コミュニティの機能を担ってきた商店街の賑わいを回復するため、商店街外部の人材やグループが主体的に取り組む商店街の資源を活用した地域課題解決のための事業を募集し、委託助成を行います。

2 事業実施主体

商店街外部の人材を含む3人以上のグループや団体

ただし、暴力団、あるいは宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体は対象外とします。

《事業実施主体の例》

高齢者支援・子育て支援・文化活動・農業従事者団体、高校生・大学生のグループ、NPO等

3 対象となる事業

次の要件の全てを満たす事業であってモデル的な取組みを優先的に採択します。

- (1) 商店街外部の人材（地域住民等）が中心となって取り組む事業
 - (2) 商店街の資源（空き店舗、路上空間等）を活用して実施する地域課題や地域住民の要望に対応するための事業
 - (3) 商店街と地域住民の協働関係の構築につながる事業
 - (4) 翌年度以降も継続して実施可能もしくは継続的な効果が見込まれる事業
- ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- (4) 施設等の建設及び整備を目的とする事業
- (5) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から助成を受けている事業
- (6) 公序良俗に反する事業

《対象となる事業の例》

空き店舗を活用した交流サロンやフリースペース（高齢者、子育て世代、若者、学生、趣味のサークル等）の運営、路上空間を活用した青空市（地域の特産物や地域住民の手作りの品の販売）の開催、買い物弱者支援のための出張販売や買い物代行サービスの仕組みの構築等

4 事業実施期間

委託契約の日から、原則として同じ年度の3月25日までとします。

5 委託金額

原則として1事業当たりの上限金額は、300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

なお、委託金額の対象となるのは、事業の実施に要する経費に限ります。

6 委託数

3団体程度を想定しています。

7 事業実施方法

県が事業実施主体に委託して実施します。

8 事業の選定方法

県との委託契約を希望する団体は、期日までに愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課（以下「経営支援課」といいます。）に応募書を提出してください。

提出された応募書について、県が審査会等により内容を総合的に判断した上で、採択団体を決定します。

※審査会は、6月上旬以降に開催予定です。詳細が決まり次第、別途お知らせします。

9 応募方法

県との委託契約を希望する団体は、応募書に必要事項を記載のうえ、郵送または持参により経営支援課へ提出してください。

(1) 提出期限

令和6年5月31日（金） 17時必着

(2) 提出・お問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

T E L : 089-912-2464

E-mail : keieishien@pref.ehime.lg.jp

(様式)

令和6年度住民提案型商店街支援事業応募書

愛媛県知事 様

団 体 名

所 在 地

代表者職氏名

応募団体の概要	【メンバー】
	【活動状況】
事業名	
事業実施場所	
事業の目的	【地域課題（地域の現状、抱える問題等）、地域住民の要望】
	【事業実施目的、事業実施の必要性】
事業の内容	
実施スケジュール	

事業収支計画	科 目		予 算 額	摘 要
	(収入の部)			
	合 計		円	
	(支出の部)			
	合 計		円	
	※行は適宜追加してください。			
	事業効果	【商店街への事業効果】		
【地域住民への事業効果】				
翌年度以降の事業計画				
連絡先	担当者	職氏名 :	連絡先 :	
		E-Mail :		
	責任者	職氏名 :	連絡先 :	

注1 代表者印を押印する場合、本件責任者の職氏名・連絡先の記入は不要。

代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにて提出すること。

注2 「責任者」欄には、事務局長など団体内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

注3 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、その旨分かるように記入すること。